

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、吉野町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十五年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（都市計画図作成）
- 二 測量の地域 吉野町全域
- 三 測量の期間 平成二十四年十一月十六日から平成二十五年九月三十日まで